

兵庫県公報

平成20年 8月12日 火曜日 第 2004 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
神戸市の区域内における町の設定(市町振興課).....	1
丹波市の区域内における字の設定等(同).....	1
換地処分に伴う淡路市の区域内における字の区域変更(同).....	12
住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の設定(同).....	15
住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の区域変更(同).....	18
救急病院の認定(医務課).....	21
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	21
土地改良区の定款の変更認可(同).....	22
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付(畜産課).....	22
第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可(水産課).....	23
保安林の指定予定(豊かな森づくり課).....	23
同上(同).....	24
保安林の指定の予定通知(同).....	24
同上(同).....	25
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	25
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	25
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	26
道路の位置指定(建築指導課).....	26
西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出(神戸県民局).....	26
収用委員会告示	
収用の裁決手続開始決定.....	27

告 示

兵庫県告示第834号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年9月1日からその効力を生ずるものとする。

平成20年8月12日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
櫛谷町谷口	中山	227の2	井吹台西町 8丁目
	岡ノ谷	580の6	
伊川谷町井吹	東室谷	1131の129	

備考 地番は、平成19年12月18日現在の地番である。

兵庫県告示第835号

丹波市の区域内において、次のとおり、字の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法(昭

和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、丹波市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
山南町井原	岡 花	25の1から25の3まで 27 29の2 29の3	山南町井原	岡花ノ上
山南町岩屋	赤 土	948 949の1 949の2 950の1 951 951の1 952 955	山南町井原	阿弥陀堂ノ下
	阿弥陀ノ下	953 954 956 957 957の1		
山南町井原	阿弥陀堂ノ下	8 8の1 9	山南町井原	宮ノ東
		11の2	山南町井原	宮ノ前
山南町岩屋	和田ノ下	927の2 927の3	山南町井原	
	赤 土	949の3 950の2		
山南町井原	廣 富	383の10 383の11	山南町井原	小 平
	槿ノ木	409の2 410の3 410の4		
	中 道	413の2		
	小平山	1019の2		
山南町奥	丁 田	323の2 324の2		
山南町岩屋	山ノ越	959の1から959の3まで 960の3		
山南町井原	廣 富	382の2 383の8 383の9	山南町井原	中 川
	小 平	1020の2	山南町井原	宮ノ西
	槿 花	212の5 219の2 219の3	山南町井原	廣 畑
山南町奥	谷川端	215の1 215の3 215の7 215の8	山南町井原	寺ノ西
山南町野坂	奥村堂ノ東	280の1 280の5から280の7まで		
山南町井原	槿ノ木	405の3	山南町井原	棕ノ木上
	中 道	414の2 415の2 416の2 417の3		
	寺ノ本	420の2 421の2 423の3 423の4		

山南町奥	稗 田	211から214まで		
山南町野坂	月 服	275の2 275の3		
山南町岩屋	中 道	961の1 961の3 963の1 963の2 964 965の1 965の3 966の1から966の4まで		
山南町井原	棕ノ木上	441の4	山南町井原	法ゲン経
	高良田	551の2 554の2から554の5まで		
山南町奥	コウラ田	194の2 195の1から195の3まで 196の1 196の2 197の1 197の3		
	稗 田	197の2 198 199の1から199の3まで		
山南町野坂	月 服	271から274まで 275の1		
山南町岩屋	法花経	1025 1025の1 1026 1027 1028の1 1028の3から 1028の6まで		
	突 抜	968の1から968の5まで	山南町井原	槿ノ木
山南町井原	栄ノ本	461の4 461の5	山南町井原	西古田
	槿ノ木	404の1 404の3 404の8		
山南町野坂	東河原田	253の2 253の3		
山南町岩屋	法花経	1030の1から1030の3まで 1031の5		
山南町井原	栄ノ本	461の3 462の2 463の2	山南町井原	廣 富
	二重川	377の2 377の3		
	中 川	271の6 272の3 273の3 274の2		
山南町岩屋	境ノ堂	982の3から982の5まで 983の1		
	稲木ノ本	976の2 981の4 981の5 981の7から981の9まで		
	石橋ノ下	970 970の1から970の4まで 971 971の1 972の1から 972の5まで 973の1から973の3まで 974の1から 974の7まで 975の1から975の4まで		
	突 抜	969の1 969の3 969の4		
	稲木ノ本	981の2 981の10 981の11	山南町井原	栄ノ本
	境ノ堂	982 982の1 982の2 983 983の2 988		
山南町井原	廣 畑	276の6 277の2	山南町井原	二重川

山南町岩屋	稲木ノ本	976の1 981の1 981の6		
山南町井原	二重川	376の2	山南町井原	稲 行
	廣 畑	278の2		
山南町岩屋	稲木ノ本	977の1から977の6まで		
山南町井原	閔 田	185の7 186の2 186の3 187の2	山南町井原	谷川尻
	廣 畑	286の2 287の2		
	鐘 田	288の2 288の3 292の1 292の3 295の1 295の3 296の2 304の2 305 306の2 310の2 311の2 312の1 312の2 313の1 313の2 313の4 313の5 314の1 314の2 314の4		
	柏 原	337の1		
	稲 行	365の2 366の1 366の2		
山南町奥	ウルタ	331の2から331の5まで 332の2 332の4		
山南町野坂	柏 原	250の2		
山南町奥	奥山田	40の2	山南町奥	奥 畑
山南町岩屋	中 井	454の2 455の3		
山南町奥	奥山田	40の1 40の3 40の4	山南町奥	前 畑
山南町岩屋	淵ノ上	995 995の1 996 996の1		
山南町井原	寺ノ西	590の6 590の7	山南町奥	谷川端
山南町野坂	奥村堂ノ東	280の3 280の4 281の3 284の1 284の6		
	宅地道ノ下	285の5 285の6		
山南町岩屋	一トク	593の1から593の5まで 599の1 599の2 600の1から600の3まで 601の1から601の3まで 602の1 602の2		
	突 抜	1005の3 1005の4 1006の1 1006の2 1007		
	淵ノ上	997 997の1 997の2 998 998の1 999の1から999の4まで		
山南町村森	薬師畑	682の1から682の7まで 682の9から682の11まで		

山南町奥	奥 畑	19	山南町奥	奥 山 田
	奥 山 田	34 35 35の1		山南町奥
山南町岩屋	淵ノ上	996の2 999の5 999の6		
山南町井原	奥 中 道	574の1から574の3まで 575の1 575の2 576	山南町奥	山 ね
	山南町岩屋	突 抜		
	大カイチ	1000 1000の1から1000の4まで 1001 1002 1002の1		
山南町井原	篠 原	563 563の1 563の2 564 564の1 564の2 565から567まで	山南町奥	中 道
山南町奥	中 畑	95の1 96の1 96の2 100の1 100の2 101 102の1 103の1 103の2 104の1から104の3まで		
山南町岩屋	大カイチ	1003 1004 1004の1から1004の3まで	山南町奥	大 力 市
山南町井原	篠 原	568 569	山南町奥	中 山 田
山南町奥	中 畑	102の2		
山南町井原	奥 中 道	570 571の1から571の3まで 572の1から572の4まで 573の1	山南町奥	居 屋 敷
	鳥居河原	577 577の1 578の1 578の2 579 580		
山南町奥	中 屋 敷	115 115の1 115の2 116の1 116の2 117		
山南町野坂	宅地道ノ下	286の1 286の2 286の5 286の7から286の10まで		
山南町岩屋	フジサ	1008の1から1008の3まで 1009の1 1009の2 1010 1010の1 1011の1 1011の2 1012		
山南町奥	トウ山	1001の2 1003の1 1004の2	山南町奥	カ マ エ
山南町野坂	山 下	296 296の1 296の5	山南町奥	出 口
山南町井原	堂ノ西	559の1から559の4まで 559の7 560の1 560の6 560の15から560の17まで	山南町奥	前 屋 敷
	宝泉院	561の1から561の9まで 562の1 562の2		
	大道ノ下	555の2 556の4から556の7まで	山南町奥	四 ツ 辻
	堂ノ西	560の9から560の14まで		
山南町奥	前 屋 敷	127の4 128の2		
	居 屋 敷	118の6 118の8 119の11		

山南町野坂	奥村堂ノ下	287の1 287の2 288の1から288の4まで 289の1 289の2 290の1から290の7まで 290の10から290の12 まで		
	奥村堂ノ本	285 285の1 285の2 285の7から285の9まで		
	奥村堂ノ東	281 281の1 281の2 282の1 282の2 283 284の 2から284の4まで 284の7から284の11まで		
	宅地道ノ下	285の3 285の4 285の10 286の3 286の4 286の11		
山南町岩屋	中 道	1018の5 1018の6		
	小六畑	1014の1から1014の5まで 1015の1から1015の6まで		
	フジサ	1013		
山南町井原	寺ノ西	590の3 591の1から591の3まで 592の1 592の2 593 594	山南町奥	稗 田
山南町奥	ホ ゲ	201の2 206		
山南町岩屋	法花経	1024 1024の1から1024の3まで		
	中 道	1016の1から1016の4まで 1017の1から1017の4まで 1018の1から1018の4まで 1019 1020の1から1020の4 まで		
山南町野坂	月 服	270		
	ヒエ田	294 294の1		
	奥村前池所	269		
山南町井原	釈迦ノ本	540の1から540の3まで	山南町奥	山 下
山南町奥	丸 山	172の2		
	竹ノ内	164の1 164の4から164の6まで		
	出 口	146の3 146の4 146の9		
	カマエ	144の3		
山南町野坂	丸 山	263の1 263の3から263の7まで 264の5から264の8 まで 265の1 265の4 265の8から265の17まで 266 の1 266の3 267 267の1 1005 1005の3		
	山 下	296の2から296の4まで		
	ヒエ田	1		
	土井ノ内	3 23		
	荒 神	24		

山南町岩屋	丸 山	1103 1103の3から1103の6まで 1104 1106 1107の1 2300の1 2300の5から2300の9まで 2301		
山南町井原	大道ノ下	556の1から556の3まで 557 557の1 557の2 558 558の1から558の4まで	山南町奥	竹ノ内
	堂ノ西	559の5 559の6 560の8		
山南町奥	出 口	147の2 151の2 152の4		
山南町野坂	竹ノ内	292の1 292の2 293 293の1 295の1から295の8まで		
山南町岩屋	ハザマ	1105		
山南町井原	高良田	549	山南町奥	ホ ゲ
	大 西	541の1 541の2 542 542の1 542の5から542の8まで 543の2 544の1から544の3まで 545の1から545の4まで 546の1から546の5まで 547の1から547の5まで 548		
	大道ノ下	555の1 558の5		
山南町奥	丸 山	178の2から178の4まで		
	竹ノ内	155の2 155の4 156の2 156の3 157の2 159の2		
山南町岩屋	法花経	1021 1021の1 1022 1023の1から1023の3まで		
	出 口	1094の2 1094の3 1095の1 1095の2		
山南町井原	丸山ノ下	536の1 536の2 537 538	山南町奥	丸 山
	釈迦ノ本	539		
	高良田	550		
山南町奥	溝ノ上	374の1		
	片氷リ	369の1から369の8まで 370		
	深 田	184 185の1から185の4まで 186 187		
山南町野坂	河原田溝ノ上	258の1 258の5 258の6 258の9 259 259の1		
	東河原田	258の2から258の4まで 258の7 258の8 258の10		
	丸 山	4の4 5の1 5の2 65の1から65の6まで 66の1から66の5まで 263の2 264の2 265の2 265の7 1001 1002 1003の1から1003の4まで 1004の1から1004の3まで 1004の5から1004の7まで		
	釈迦前	260 261 262の1から262の4まで		
山南町岩屋	丸 山	183の5 252の11 252の13 255 300の2 1077から1079まで 1080の1 1080の3から1080の5まで 1082の1 1082の2 1082の4から1082の7まで 1083の1から1083の6まで 1084の1から1084の6まで 1085の1		

		1085の2 1085の4から1085の9まで 1086 1086の1から1086の5まで 1087の1から1087の4まで 1087の6から1087の10まで 1088の1から1088の3まで 1089の1 1089の2 1090 1092の1から1092の4まで 1098 1098の1 1099の1 1099の2 1100 1101の1 1101の2 1102の1 1102の2 1108の1 1108の2 1109の1から1109の4まで 1111の1から1111の4まで 1116 1117 2183の1から2183の4まで 2183の6 2253の1から2253の5まで 2254の1 2254の2 2256 2300の3 2300の4		
	野坂前	2197の2		
	出口	1094の1 1096 1097		
山南町井原	高良田	551の1 551の3 551の4 553	山南町奥	コウラ田
山南町野坂	東河原田	253の1 254 255 255の1 255の2		
	法花経	268の1から268の4まで		
山南町岩屋	法花経	1028の2 1029 1031の1から1031の4まで		
	高良田	1032の1から1032の7まで 1033の2 1034の1から1034の3まで 1034の5 1035の2 1036の2 1036の3 1037の1から1037の5まで 1039の1 1039の3から1039の6まで 1040の2 1040の3 1041の2 1041の4		
山南町井原	朝寝ノ森	535	山南町奥	井原朝寝ノ森
山南町岩屋	高良田	1036の1 1038 1039の2 1040の1 1041の1 1041の3		
山南町野坂	西山	1061の4	山南町野坂	西垣
山南町梶	ヒアカリ	2の1 2の8 2の9 3 4の1 4の5 6の1 6の6 6の10 10の2		
山南町前川	松ヶ花	558の1 558の6 558の7		
	地林	1053の1から1053の3まで		
山南町和田	五代	2252の1から2252の5まで		
	中縄手	691の2 691の11 692の2 693の2 694の1から694の4まで 695の1 695の5 696の2		
山南町西谷	水田	1の2		
山南町小野尻	松ノ本	27の2		

山南町野坂	西 垣	203から205まで	山南町野坂	西 山 田
	西 山	58の7 58の8 1057の1 1057の2 1061の2		
	溝ノ上	174の2 175の2		
	若宮前	191の1		
	古 堂	168の2		
山南町岩屋	若宮前	287 2290の2 2294の2 2296の2 2296の3 2297 2298	山南町野坂	古 堂
	西 山 田	1155から1157まで		
	若宮前	2296の1		
山南町野坂	中 縄 手	216の2 217の2 218の2	山南町野坂	堂ノ本
	溝ノ上	174の1 175の1		
山南町岩屋	三 角	2348	山南町野坂	若 宮 前
	ヒアカリ	2349		
	中 縄 手	235の2 2234の2		
	イケ田	1150の1 1151の2 1152の2 1153の2 1154の1 1154の2		
	野坂下	2299		
	若宮前	286の1 286の2 289の1 2285の2 2285の3 2286 の3 2286の4 2288の2 2289の2		
山南町野坂	若宮前	193の1 193の4 194	山南町野坂	若 宮 坂
山南町岩屋	若宮前	2285の1		
山南町奥	溝ノ上	375の1 375の2 376の1 376の2	山南町野坂	中 辻
山南町岩屋	野坂前	202の3 2202の1 2204の1 2204の3		
山南町野坂	谷川口	59の3 59の4	山南町野坂	唐 木
山南町奥	溝ノ上	374の2から374の5まで 376の3 376の4	山南町野坂	山ノ越
	山 下	168の2 168の4 169の1から169の4まで		
山南町野坂	唐 木	75の1から75の3まで 76の1 76の2 77の2 77の3 85の3 88の3 89の2	山南町野坂	山ノ越
	中 辻	140の2から140の4まで 141の2		
	谷川口	59の2		

山南町岩屋	丸 山	2252の 2 から2252の 7まで 2252の12		
	野 坂 前	2198の 1 2198の 2 2199 2200の 1 から2200の 3まで 2201の 1 2201の 4 2201の 5 2202の 2 2202の 4 2203 の 4		
	野坂溝ノ 上	214の 1 2214の 2		
	唐 木	1112 1113の 1 から1113の 3まで 1114の 2		
山南町奥	丸 山	373の 1 から373の 4まで	山南町野坂	大道ノ下
山南町岩屋	ハウジタ	1122 1122の 1		
	石 橋	2205 2206		
	イ ケ 田	1150の 4 1150の 5		
	中 縄 手	2235の 1 2235の 3 2235の 4 2236の 1 から2236の 5ま で 2237 2238		
	丸 山	2252の 1 2252の 8 から2252の10まで 2252の14		
	野坂溝ノ 上	2212の 1 から2212の 4まで 2213の 2 から2213の 6まで		
野 坂 前	2201の 2 2201の 3 2201の 6 2203の 2 2203の 3 2204の 2			
山南町奥	山 下	166の 1 から166の 3まで 167の 1 167の 2 168の 3	山南町野坂	土井ノ内
山南町岩屋	丸 山	1107の 2 1107の 3		
市島町乙河内	本 林	2094 2094の 1	市島町乙河内	森 ケ 元
	西 山	2138の一部	市島町乙河内	カ イ チ

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字山南町井原字岡花ノ上13の 1、13の 2、14から16までに隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町井原字阿弥陀堂ノ下に編入する。

また、大字山南町井原字茶臼山 1 に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町井原字宮ノ東に編入する。

また、大字山南町井原字岡花ノ上16に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字岡花29の 2、29の 3 に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字阿弥陀堂ノ下 9、11の 1 に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字赤土948に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町井原字宮ノ東 3 の 1、3 の 2、3 の 4、4 の 1、5、5 の 1、6 に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町井原字宮ノ前に編入する。

また、大字山南町井原字中道411の 1 から411の 3まで、412、414の 1、418の 1、418の 2 に隣接する水路等である公有地の一部、大字山南町井原字寺ノ本419の 1、419の 2 に隣接する水路等である公有地の一部は、大字山南町井原字小平に編入する。

また、大字山南町井原字小平265の 3 から265の 5まで、266の 1、266の 2、267の 3 に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字宮ノ西230の 1、231、232、232の 1 から232の 3まで、233の 1、

237の3、238の2に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町井原字中川に編入する。

また、大字山南町井原字小平20の4、239、267の3に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字茶臼山1、1の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字宮ノ東3の1、3の4、3の5に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町井原字宮ノ西に編入する。

また、大字山南町井原字中川274、274の1、274の3に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町廣畑283の1から283の5まで、287の4の地先の道路、水路である公有地の一部は、大字山南町井原字廣畑に編入する。

また、大字山南町井原字中道411の1から411の3まで、412、413に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字寺ノ西591の1、593、594に隣接する水路である公有地の一部、大字山南町奥字稗田210に隣接する水路である公有地の全部は、大字山南町井原字棕ノ木上に編入する。

また、大字山南町井原字廣畑276の5、276の8、277の3に隣接する国有地の一部、大字山南町井原字稲行370の3に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町井原字二重川に編入する。

また、大字山南町井原字廣畑277の3、278の3に隣接する国有地の一部は、大字山南町井原字稲行に編入する。

また、大字山南町井原字中川272の2、273の2、273の4、273の6に隣接する道路、水路等である公有地の一部は、大字山南町井原字廣富に編入する。

また、大字山南町井原字廣畑287の3に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町井原字谷川尻に編入する。

また、大字山南町奥字奥山田40の1、40の3、40の4に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字前畑41の1に隣接する道路である公有地の全部、大字山南町奥字東畑55の1、56、57、57の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字東畑57の1に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町奥字奥畑に編入する。

また、大字山南町奥字前畑43の1、47の1から47の4までに隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町岩屋字淵ノ上995に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字奥畑15の2、17、18に隣接する道路の一部は、大字山南町奥字奥山田に編入する。

また、大字山南町岩屋字淵ノ上997、997の2、998に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町奥字下シモに編入する。

また、大字山南町岩屋字大カイチ1000、1000の1、1000の2、1001に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字大カイチ1000に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町奥字大カ市に編入する。

また、大字山南町奥字大カ市74、75、76の1、76の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字中畑95の1、102の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町奥字中山田90の2、91の2の地先の道路である公有地の一部は、大字山南町奥字中山田に編入する。

また、大字山南町奥字大カ市74に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町奥字中道に編入する。

また、大字山南町奥字前屋敷132の1に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町奥字出口に編入する。

また、大字山南町奥字中道107の1、107の2、108、108の1、108の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町井原字奥中道574の1、576に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町奥字居屋敷に編入する。

また、大字山南町奥字居屋敷121の1、121の3、122に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町奥字谷川端に編入する。

また、大字山南町奥字居屋敷120の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町奥字前屋敷127の3に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町奥字四ツ辻に編入する。

また、大字山南町奥字出口153の2から153の4までに隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町奥字竹ノ内に編入する。

また、大字山南町奥字竹ノ内158、160に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字出口1096に隣接する国有地の全部は、大字山南町奥字ホゲに編入する。

また、大字山南町奥字ホゲ200、201の1に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町奥字稗田に編入する。

また、大字山南町野坂字山下296、296の1、296の5に隣接する道路である公有地の全部は、大字山南町奥字山下に編入する。

また、大字山南町奥字コウラ田188の1に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町奥字丸山に編入する。

また、大字山南町井原字西古田449の1、449の5、450に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町奥字コウラ田に編入する。

また、大字山南町野坂字西垣206、207、211の1、211の2に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町野坂字西山田に編入する。

また、大字山南町野坂字西山田190の1から190の3までに隣接する道路である公有地の一部、大字山南町岩屋字若宮前287に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町野坂字若宮前に編入する。

また、大字山南町野坂字西山田185の1、185の2、186、190の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字古堂163に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字若宮前191、192の4、193の1から193の3まで、193の7、194に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字荒神44の1、44の2、44の5に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字唐木99の2に隣接する水路である公有地の一部は、大字山南町野坂字大竹屋に編入する。

また、大字山南町野坂字大竹屋127の3、127の4、128の2に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町野坂字古堂163、166に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字堂ノ本157の1、157の2に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町野坂字立道に編入する。

また、大字山南町野坂字大竹屋128の1、128の2、129、130の1、130の2、131、131の1に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字立道158、158の1、159の2、159の3、160の1、161、161の2に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字堂ノ本148、150の1、152に隣接する道路である公有地の一部、大字山南町野坂字唐木89の1、90の2、90の3、93、93の1、94、98の6、101の1、101の2に隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町野坂字中辻に編入する。

また、大字山南町野坂字大竹屋102の1、102の3、103の2に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町野坂字唐木に編入する。

また、大字山南町野坂字唐木78の1、78の3、85の1、85の2、87、88に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町野坂字中辻140の1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町野坂字山ノ越に編入する。

また、大字山南町野坂字大竹屋105の3の地先の道路である公有地の一部、大字山南町野坂字谷川口45、46、46の1、48から50まで、50の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町野坂字土井ノ内17、19から22までに隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町野坂字荒神に編入する。

また、大字山南町野坂字大竹屋104の1、104の2、105の3に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町野坂字唐木79の2、80の2、81の3、81の4、86の1、86の3、96の1、97、98の2、99に隣接する水路等である公有地の一部、大字山南町奥字山下167の1、167の2に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字山南町野坂字土井ノ内6の1、7の1、7の2、8、8の1、14から17までに隣接する道路、水路である公有地の一部は、大字山南町野坂字谷川口に編入する。

また、大字山南町野坂字ヒエ田1に隣接する道路である公有地の一部は、大字山南町野坂字土井ノ内に編入する。

備考 地番は、平成20年2月15日現在の地番である。

兵庫県告示第836号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後			
大 字	字	地 番	大 字	字		
富 島	岨	10の一部 11の一部 12の1の一部 12の2 13の一部 14の一部 15の1から15の3までの各一部 52の1の一部 52の2の一部 52の6の一部 52の7の一部 53の一部 95 95の3から95の9までの各一部	富 島	富 島		
	大年西濱	394の一部 394の21から394の24までの各一部				
	富 島	37の1の一部 37の2の1 37の2の2の一部 55から57 までの各一部 57の1の一部			富 島	岨
	岨	7の1の一部 7の2の一部 15の1から15の3までの各 一部			富 島	大 年
	富 島	16の一部 17の1の一部 18の1の一部 18の2の2の一 部 18の6の一部 22の1の一部 22の2の一部 22の12 の一部 23の一部 23の1の一部 23の2 25の3の一部 25の18の一部 392の14 393の6			富 島	大 年
	大年西濱	394の一部 394の1から394の4までの各一部 394の5 394の6 394の19の一部 394の20の一部 394の25の一部 394の26				
	大年東濱	484の2から484の6までの各一部 484の12 484の17 484 の20の一部				
島 脇	485の一部 488の2の一部 488の5の一部 547の一部					
富 島	25の18の一部	富 島	大年西濱			
大 年	401の6の一部 402の2の一部					
大年中濱	403の1の一部 403の6の一部 403の8 403の10の一部 403の20の一部 403の23の一部 403の24					
大 年	402の2の一部	富 島	大年中濱			
大年中濱	403の16の一部 403の23の一部	富 島	大年東濱			
大 年		435の2の一部 435の3の一部 436の1の一部 436の3 の一部 436の4の一部 439の一部 440の3の一部 440 の4の一部 456の一部 458の一部 460の一部 461の1 の一部 461の2の一部 473の1の一部 473の2の一部 474の一部 475の一部 484の1の一部 484の14の一部	富 島	島 脇		
		大年東濱			484の2の一部 484の7 484の8の一部 484の9 484 の10の一部 484の11の一部 484の13 484の15 484の16 484の18 484の27 484の28の一部 484の29の一部 484 の34から484の38までの各一部	

島 脇	597の1の一部 597の2の一部 609の1の一部 610の一部 611の1から611の3までの各一部 617の一部 618の一部 629の2の一部 630	富 島	香川西
右左木ノ口	686の1 686の3 686の4 811の1		
島 脇	595の2の一部 595の23の一部 595の29から595の31までの各一部 595の33から595の48までの各一部	富 島	香川西西濱
香川西	757の一部 758の1から758の3まで 758の9 758の11 759の1の一部 759の2の一部 764の1の一部 764の3の一部 765の一部 766の一部 767の一部 768の一部 768の1の一部		
香川西中濱	769の1の一部 769の4の一部 769の7の一部 769の8の一部 769の9 769の14から769の16までの各一部		
香川西	768の一部 768の1の一部 770の1の一部 770の2の一部 770の3 774の1 775の1の一部 775の2の一部 775の3 778の1から778の4までの各一部	富 島	香川西中濱
香川西東濱	854の一部 854の6から854の8までの各一部 854の13の一部 854の16の一部		
香川西	778の1から778の4までの各一部 848の1の一部 848の3の一部 849の2の一部 850の1の一部 850の2 850の3 851 852の1 852の2 853 854の1から854の4まで 854の17 855の一部 856の2 856の3の一部 857の一部 857の1 858の3の一部 858の5の一部 858の6の一部 858の12の一部 859の2の一部 859の3の一部	富 島	香川西東濱
香川西中濱	769の4の一部 769の13の一部 769の25から769の27までの各一部		
小倉濱	940の16の一部		
香川西東濱	854の一部	富 島	小 倉
香川西	855の一部 856の1 856の3の一部 857の一部 859の1から859の3までの各一部 862の一部 867の4の一部 868の2の一部		
小倉山	881の2 881の3 881の5から881の7まで 882の1から882の6まで 883 893の2 893の3 895 895の1 896の1から896の10まで		
小倉濱	940の2 940の5 940の6 940の8から940の15まで 940の16の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、富島字岨39の2、39の3、39の6、40の地先の道路である公有地の一部は、富島字富島に編入する。

また、富島字大年367の 8、370の 2、370の 5、370の 6、373の 4 の地先の富島字岨の道路である公有地の一部、富島字大年中濱403の 2、403の15、403の16、403の23の地先の道路である公有地の一部は、富島字大年に編入する。

また、富島字島脇597の 2 の地先の水路である公有地の全部、富島字香川西729の 2、729の 3、730の 2、730の 3、731、753から755までに隣接する富島字島脇の水路である公有地の一部は、富島字香川西に編入する。

また、富島字小倉904の 1 から904の 3 まで、905の 1、906の 1 に隣接する富島字香川西の道路、水路である公有地の一部、富島字小倉897、899、900の地先の富島字小倉山の水路である公有地の一部、富島字小倉907の 1 の地先の富島字香川西の道路である公有地の全部、富島字小倉923、927、928の 1、928の 5、928の 6 の地先の富島字小倉山の道路、水路である公有地の一部は、富島字小倉に編入する。

備考 地番は、平成20年 1月31日現在の地番である。

兵庫県告示第837号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年 9月 1 日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前 の 区 域 及 び 名 称	変 更 後 の 区 域 及 び 名 称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる 変更前の町名
小束山手 3 丁目	多聞町字小束山868の985、同868の974から868の984、同868の957の北筆界、同868の949の北及び東筆界、同868の 1、同868の813、同868の830の北筆界、同868の830の東筆界、同868の831の北、東及び南筆界、同868の830、同868の813、同868の877、同868の876、同868の 1 の南筆界、同868の 7 の東、南及び西筆界、同868の1032、同868の953、同868の956の南筆界、同868の956、同868の962から868の971の西筆界、同868の971の北筆界、同868の953の西筆界、同868の972の南筆界、同868の972、同868の973、同868の985の西筆界	多聞町の一部

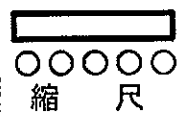
備考 地番は、平成20年 4月 1 日現在の地番である。

西区

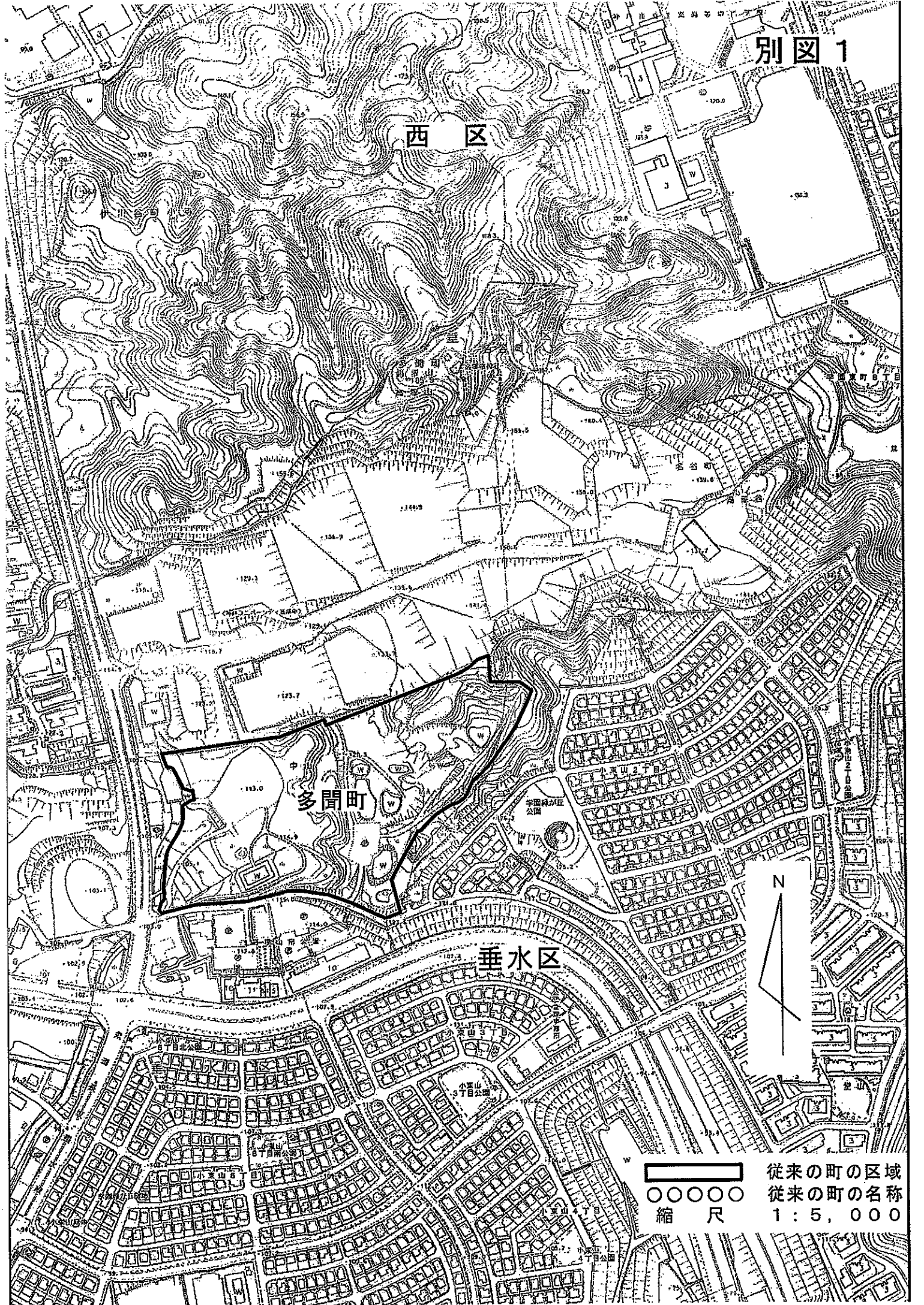
多間町

垂水区

N



従来の町の区域
 従来の町の名称
 1 : 5, 000

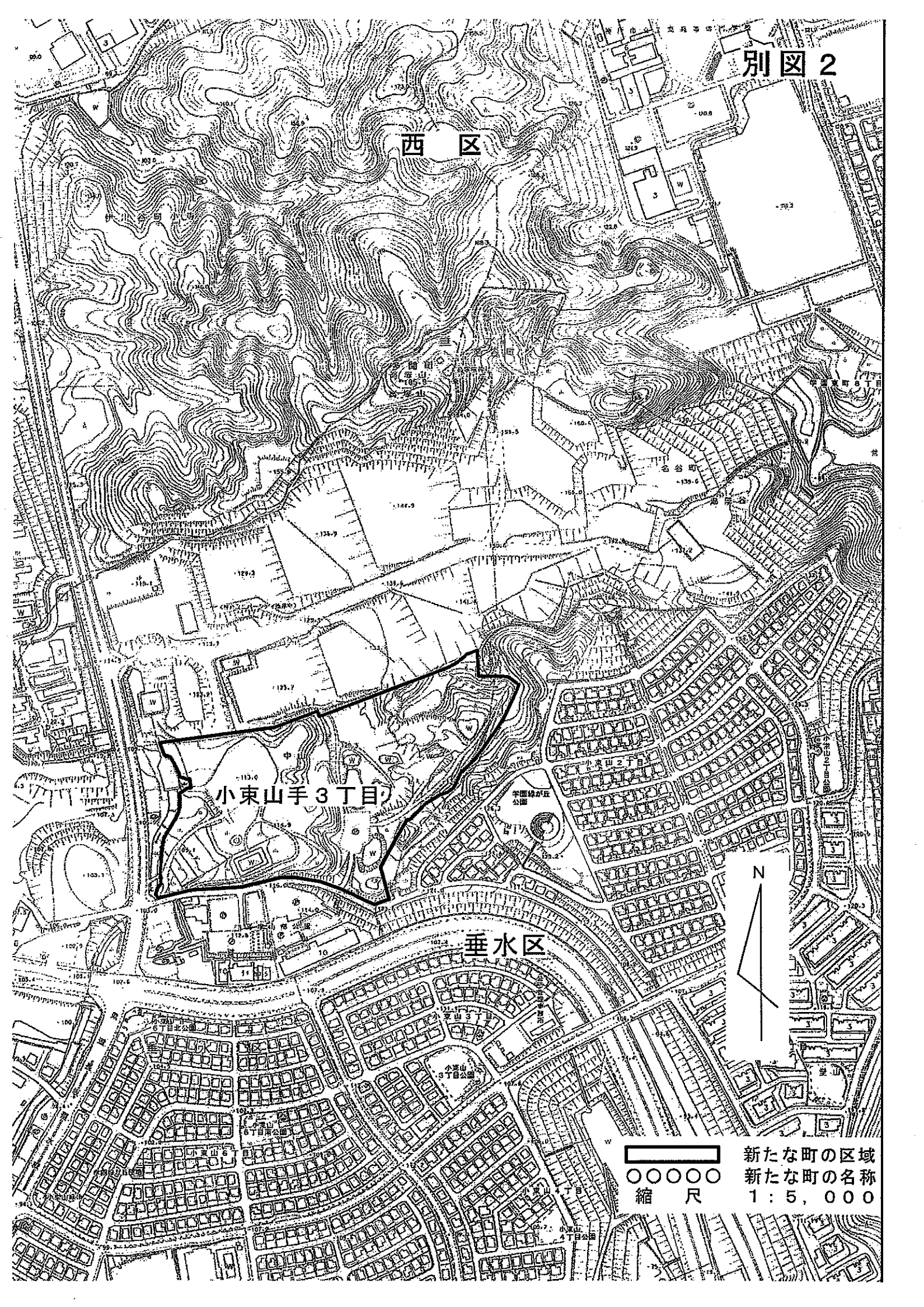


西 区

小東山手 3 丁目

垂水区

—— 新たな町の区域
○○○○ 新たな町の名称
縮 尺 1 : 5, 000



兵庫県告示第838号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年9月1日からその効力を生ずるものとする。

平成20年8月12日

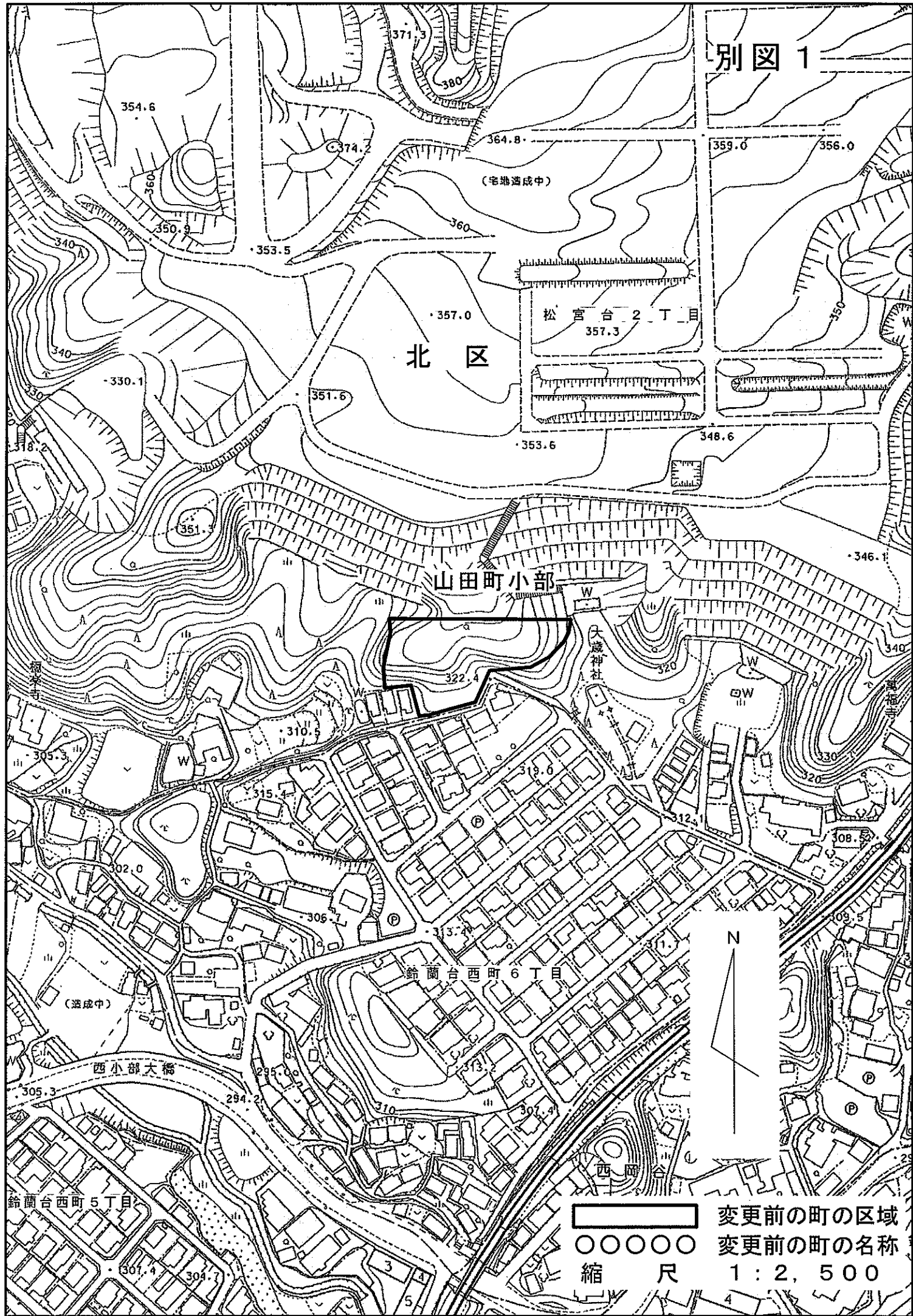
兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前 の 区 域 及 び 名 称	変 更 後 の 区 域 及 び 名 称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる 変更前の町名
鈴蘭台西町6丁目	山田町小部字松宮山10の59、同10の58、同10の91、同10の90の北筆界、同10の90、同10の63、同10の56、同10の62の西筆界、同10の62、同10の61の南筆界、同10の61、同10の60、同10の53の西筆界、同10の53、同10の75の北筆界、同10の53の南筆界、同10の54の東筆界	山田町小部の一部

備考 地番は、平成20年4月8日現在の地番である。

別図 1



北区

山田町小部

鈴蘭台西町6丁目

鈴蘭台西町5丁目

西小部大橋

大歳神社

西岡

萬福寺



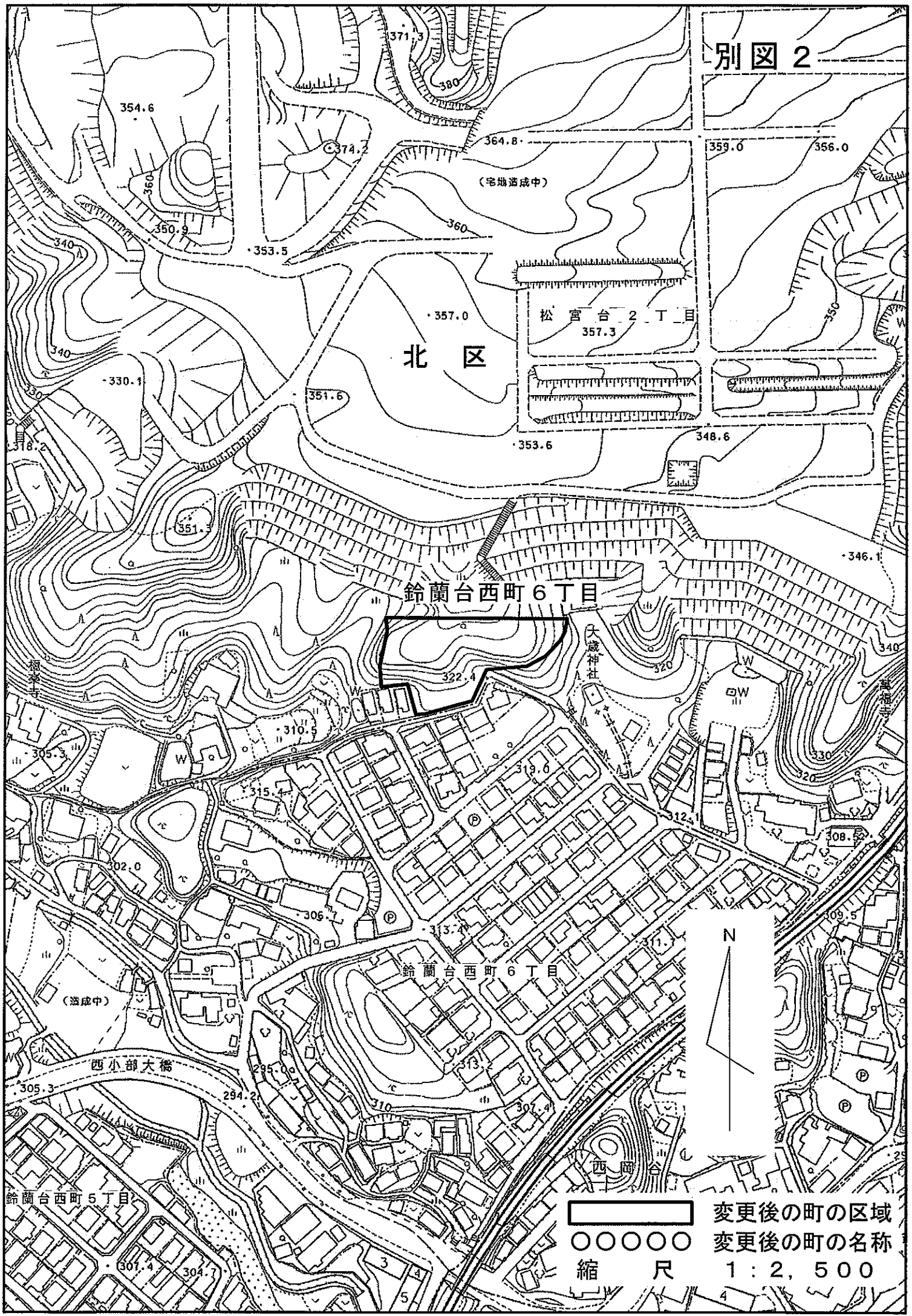
変更前の町の区域



変更前の町の名称

縮尺 1:2,500

別図 2



北区

松宮台 2丁目
357.3

鈴蘭台西町 6丁目

鈴蘭台西町 6丁目

鈴蘭台西町 5丁目

変更後の町の区域

○ ○ ○ ○ ○

変更後の町の名

称

縮尺

1:2,500

兵庫県告示第839号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人尼崎厚生会立花病院
所 在 地 尼崎市立花町4丁目3番18号
認 定 年 月 日 平成20年 1月29日
認定の有効期限 平成23年 1月28日
- 2 名 称 合志病院
所 在 地 尼崎市長洲西通1丁目8番20号
認 定 年 月 日 平成20年 3月 1日
認定の有効期限 平成23年 2月28日
- 3 名 称 医療法人純徳会田中病院
所 在 地 尼崎市武庫川町2丁目2番地
認 定 年 月 日 平成19年12月26日
認定の有効期限 平成22年12月25日
- 4 名 称 昭和病院
所 在 地 尼崎市西難波町6丁目2番15号
認 定 年 月 日 平成20年 1月10日
認定の有効期限 平成23年 1月 9日
- 5 名 称 医療法人岡田病院
所 在 地 尼崎市西難波町4丁目5番18号
認 定 年 月 日 平成20年 1月10日
認定の有効期限 平成23年 1月 9日
- 6 名 称 医療法人一誠会大原病院
所 在 地 尼崎市宮内町1丁目9番地
認 定 年 月 日 平成20年 1月10日
認定の有効期限 平成23年 1月 9日
- 7 名 称 安藤病院
所 在 地 尼崎市東難波町5丁目19番16号
認 定 年 月 日 平成19年12月 1日
認定の有効期限 平成22年11月30日
- 8 名 称 近藤病院
所 在 地 尼崎市昭和通4丁目114番地
認 定 年 月 日 平成20年 7月 1日
認定の有効期限 平成23年 6月30日
- 9 名 称 ヒトラ外科病院
所 在 地 尼崎市若王寺3丁目14番30号
認 定 年 月 日 平成20年 1月29日
認定の有効期限 平成23年 1月28日

兵庫県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下三井庄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理事	石 田 良 一	丹波市春日町下三井庄830番地 1
同	山 内 輝 夫	同 市春日町下三井庄1121番地
同	石 田 千 年	同 市春日町下三井庄37番地 2
同	畑 基	同 市春日町下三井庄1195番地
同	田 中 昭	同 市春日町上三井庄118番地
監事	早 形 佐 重	同 市春日町下三井庄892番地 2
同	細 見 要	同 市春日町上三井庄63番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	早 形 佐 重	丹波市春日町下三井庄892番地 2
同	石 田 守	同 市春日町下三井庄60番地
同	山 内 輝 夫	同 市春日町下三井庄1121番地
同	畑 基	同 市春日町下三井庄1195番地
同	田 中 昭	同 市春日町上三井庄118番地
監事	上 畑 哲 郎	同 市春日町下三井庄1041番地
同	細 見 要	同 市春日町上三井庄63番地

兵庫県告示第841号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
新田井堰土地改良区	平成20年 7月30日

兵庫県告示第842号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定に基づき、次の雄牛及び雄豚について、種畜証明書が交付された。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所氏名	名 前	品 種
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	菊俊土井、光照土井、福芳土井、第1満金波、照宮土井、福広土井、菊宮土井、照一土井、照也土井、丸富士井、豊松土井、宮弘波、丸福土井、福久土井、北谷波、丸宮土井、菊西土井、茂広波、茂国波、鶴神土井、北丸土井、丸博土井、照美土井、茂山波、芳寛土井、菊川土井、芳山土井、照忠土井、宮照波、芳幸土井、宮奥城、芳藤土井、千代藤土井、菊哲土井	黒毛和種
	パイク サクラ ヒヨチク 05 - 341	デュロック種
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	菊晴土井、茂隆波、照春土井、茂康波、芳中土井、北谷松、伸福土井、芳悠土井、北俊土井	黒毛和種

兵庫県告示第843号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成20年7月30日に次のとおり認可した。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 矢田川漁業協同組合

所在地 美方郡香美町村岡区入江717 - 3

2 漁業権番号

内共第12号

3 認可に係る変更の内容

第2条第3項中「第12条」を「第13条」に改め、同条第4項中「第7条第1項」を「第8条第1項又は第3項」に、「同条第2項」を「同条第2項又は第4項」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第7条第1項及び第2項並びに第8条」を「第8条並びに第9条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条に次の2項を加える。

3 第6条に規定する特定漁場の遊漁料は、次のとおりとする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁料
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	竿釣（竿1本に限る）	一日
		一般 3,500円
		女性 2,000円
		小学生以下 1,500円

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納付場所
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	香美町村岡区中小屋1654番地

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（特定漁場）

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

漁場名	ア 区域	イ 期間
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	香美町村岡区昆陽川中小屋橋から上流かしのき淵までの区域	1月1日から12月31日まで

兵庫県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町湯字状龍山1671の2、1671の3（次の図に示す部分に限る。）1671の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字状龍山1671の3、1671の5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第845号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

神崎郡市川町田中字護生寺山253の1・253の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び市川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第846号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市養父市場字金ヶ谷82から90まで、字片山1242

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金ヶ谷84・85・90・字片山1242（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第847号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市大谷字高尾215の1から215の3、216、217、219、220、240
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高尾215の2・215の3・217(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第848号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砥石川土地改良事業共同施行委員長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(2級確測基準点測量、3級確測基準点測量、4級確測基準点測量)
- 2 作業期間
平成20年7月23日から平成21年3月18日まで
- 3 作業地域
三田市大字香下及び成谷の各一部

兵庫県告示第849号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年8月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月12日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	小野市王子町字越水934番2から 同市王子町字越水山残り山906番4まで	旧	12.0から 18.0まで	181.0	
		新	14.0から 37.0まで	181.0	

兵庫県告示第850号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。
平成20年 8月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
諏訪町	養父市		八鹿町八鹿	家下モ	503番1、503番2、504番、505番1、505番2、510番、510番2から510番5まで、511番2、512番、512番1から512番7まで、513番3、513番4、581番、581番1から581番3まで、582番1、582番2、583番1から583番4まで、2017番1の一部、2017番4の一部、512番1から513番3に至る地先の水路敷、581番3から582番2に至る地先の水路敷の一部

兵庫県告示第851号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年 8月12日から北播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。
平成20年 8月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20北播位置 0001号	20.7.29	西脇市小坂町字北ノ下52番の一部 同市小坂町字川原37番16の一部、37番19の一部、37番163	5.00	32.06

兵庫県告示第852号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造

成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

平成20年 8月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 工事が完了した工区の名称
第13工区、第10 - 2 工区
- 2 工事が完了した地域の名称
神戸市西区見津が丘 5 丁目 5 他 2 筆
- 3 工事完了年月日
平成20年 6月30日
- 4 事業の施工計画を定めた者の住所及び氏名
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市 代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 3 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成20年 8月12日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称
神戸市
- 2 事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業3.4.10号垂水妙法寺線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年 7月29日

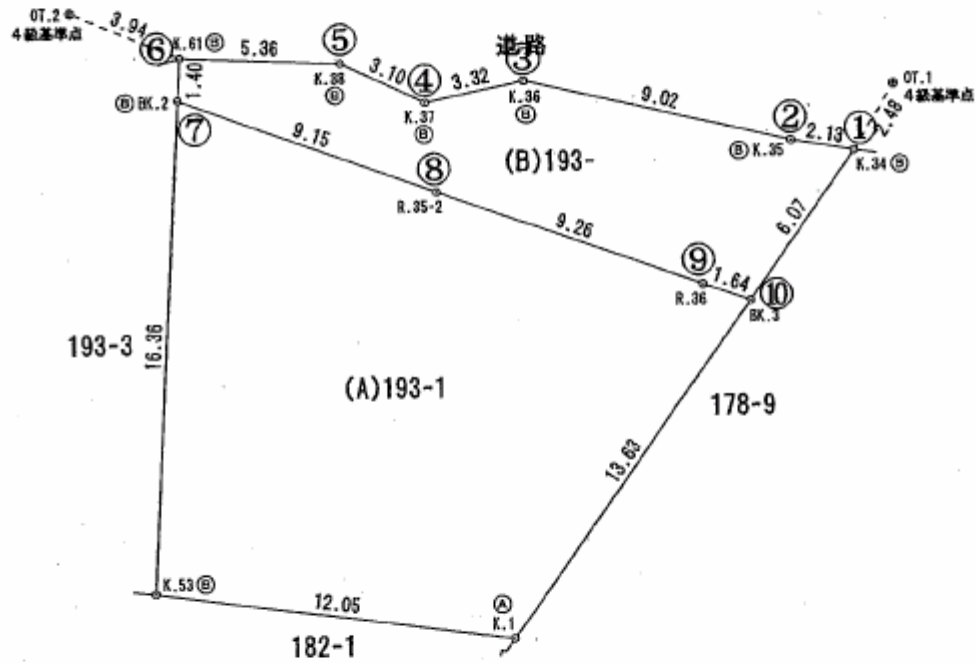
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地			土地所有者		土地に関して権利を有する関係人					
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神戸市 須磨区 妙法寺字 筆前	193番1	宅地	267.57 ㎡	310.66 ㎡	80.90 ㎡	西岡 千枝子 (持分5分の1)	大阪市生野区小路東3丁目14番22号	中川 幸人	神戸市須磨区妙法寺字筆前 193番地の1	借地権
						十倉 明 (持分35分の1)	カーサエスベランサ102			
						花本 富美子 (持分35分の1)	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目9番14号			
						住川 博貞 (持分70分の1)	明石市貴崎3丁目16番14号第二神足荘			
						住川 武彦 (持分140分の1)	神戸市須磨区稲葉町6丁目3番2号			
						住川 明彦 (持分140分の1)	神戸市須磨区白川台2丁目37番地の3 県住5-182号			
						寺田 敏江 (持分35分の1)	神戸市須磨区稲葉町6丁目3番2号			
						十倉 義明 (持分35分の1)	神戸市長田区日吉町4丁目8番9号			
						十倉 和男 (持分35分の1)	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目9番14号			
						高島 美枝子 (持分35分の1)	神戸市長田区東尻池町7丁目8番9号			
						高瀬 富雄 (持分10分の1)	神戸市垂水区舞子台8丁目16番16-1002号			
						高瀬 知男 (持分10分の1)	たつの市揖保川町金剛山54番地			
						畠山 愛子 (持分15分の1)	たつの市揖保川町金剛山293番地2			
							居所 イギリス			
							(315/319 LYTHAM COURT FLAT K MABEL COURT BLACKPOOL)			
							〔ただし、戸籍の附票上の住所〕			
							大阪府港区築港三丁目			
							神戸市垂水区本多蘭5丁目1番170-506号	亀井 八郎	徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜156番地12	借地権
							神戸市西区大津和2丁目4番地の66			
							大阪府茨木市桑田町14番23号			
							岡山県総社市中央五丁目4番地106			
							神戸市美灘区深江南町1丁目17番1-312号	伊藤 榮	神戸市西区美穂が丘5丁目 1番地の4	借地権
							名古屋市名東区亀の井二丁目158番地 (グランドール 403号)			
							神戸市長田区池田広町16番地の1			
							〔ただし、上記20名の土地登記簿上の名義人〕			
							前田 力太郎			
							〔ただし、上記20名の土地登記簿上の名義人〕			
							前田 力太郎			

(注) 収用に係る土地の地域は、別添図面表示の、、、及びの各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

土地所在図 地積測量図

神戸市須磨区妙法寺字筆前 (A)193-1
(B)193-



境界	境界標の種類
(B)	鉄
(A)	赤ペンキ

縮尺 1/250

座 標 求 積 表

(世界測地系)

地 番	(A)193-1			
測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n	距 離
K.53	-146544.436	71417.226	-1277082.835332	12.05
K.1	-146545.978	71429.180	684862.977840	13.63
BK.3	-146534.848	71437.055	833956.180070	1.64
R.36	-146534.304	71435.498	260168.083716	9.26
R.35-2	-146531.206	71426.770	446060.178650	9.26
R.35-1	-146528.059	71418.057	222110.157270	0.11
BK.2	-146528.096	71418.161	-1169615.222697	16.36
		倍 面 積	459.519517	
		面 積	229.7597585	
		地 積	229.75	m ²

地 番	(B)193-			
測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n	距 離
① K.34	-146529.888	71440.564	378492.108072	2.13
② K.35	-146529.550	71438.459	168380.447863	9.02
③ K.36	-146527.531	71429.661	94072.863537	3.32
④ K.37	-146528.233	71426.413	43212.979865	3.10
⑤ K.38	-146526.926	71423.600	110135.191200	5.36
⑥ K.61	-146526.691	71418.242	-83559.343140	1.40
⑦ BK.2	-146528.096	71418.161	-322452.996915	9.15
⑧ R.35-2	-146531.206	71426.770	-443417.388160	9.26
⑨ R.36	-146534.304	71435.498	-260168.083716	1.64
⑩ BK.3	-146534.848	71437.055	315466.034880	6.07
		倍 面 積	161.813486	
		面 積	80.9067430	
		地 積	80.90	m ²

総 計 310.6665015 m²

既知点の種類及び座標値

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	既知点の種類
10B62	-146533.724	71455.509	街区多角点
1A103	-146444.106	71409.380	街区節点
OT.1	-146527.699	71441.907	4級基準点(鉄)
OT.2	-146525.178	71414.604	4級基準点(鉄)